

議案第3号

関市財政状況の公表に関する条例及び関市債権管理条例の一部を改正する
条例の制定について

関市財政状況の公表に関する条例及び関市債権管理条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用したため、この条例を定めようとする。

関市財政状況の公表に関する条例及び関市債権管理条例の一部を改正する
条例

(関市財政状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 関市財政状況の公表に関する条例（昭和23年関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「及び水道事業会計」を「、水道事業会計及び下水道事業会計」に改める。

(関市債権管理条例の一部改正)

第2条 関市債権管理条例（平成22年関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規則」を「規則等」に改める。

第4条第1項中「市長」の次に「（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）」を加え、「規則」を「規則等」に改める。

第5条及び第7条中「規則」を「規則等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。